

森林整備公社の「経営改革プラン」と今後の方向性について

森林整備公社経営検討委員会

1 高知県森林整備公社経営検討委員会「改革プラン」(案)の概要

(1) 公社は経営改革を行い存続

県が分収林事業を引き継ぐことで公社が行う以上に経費が支出される可能性があり、しかもかかる経費が県で内包される危険性もある。加えて、契約者を公社から県へ移行するための膨大な事務も発生する。

公社を廃止し県営林化した場合、メリットよりもデメリットの方が遙かに大きいと考えられることから、改革をしながら公社を存続させることが、県民負担の観点からは得策。

メリット

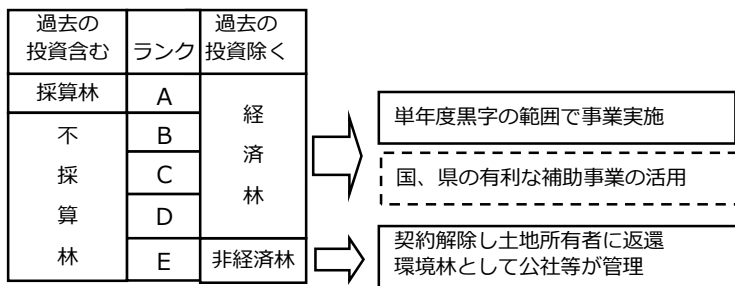
- ・有利子負債一括償還による将来金利の軽減
- ・県営林との一元管理による事務の効率化

デメリット

- ・県の債権放棄による特別交付税の減
- ・代物弁済による消費税の発生
- ・県実施による人件費等高コスト化
- ・県実施による法的制限の拡大・事業スピードの鈍化 等

(2) 経営改革の内容

① 森林資産の査定による区分の明確化と区分ごとの経営方針



② 事業手法の見直し

- (1) 不採算林を中心とした公社営林を経営から分離
 - ・契約解除
 - ・造林地所有者の土地及び森林所有権の買取あっせん
 - ・経営移管
 - ※ 繰上償還可能が前提条件
- (2) 民間事業者への分収林管理委託の推進（プロポーザル事業）
 - ※ 繰上償還が可能になれば経営移管

③ 分収割合の見直し

- 造林地所有者に同意いただくための方法の検討
- ・主伐収入を含めた全体の見直し
 - ・利用間伐収入の見直し
 - ・巡回等管理委託費用の見直し

④ プロパー職員の採用

- ・後継者の育成、組織の新陳代謝を図る

⑤ 人件費の圧縮

- ・事業縮小や、事業・組織の効率化による人員の削減と賃金制度の見直し検討

⑥ 経営責任体制の明確化

- ・理事会の活性化
- ・経営改善計画等のモニタリングの実施

⑦ 有利子負債の圧縮及び将来的な解消

- ・各府県と連携し、国や公庫に対し支援や繰上償還の承認などの強力な要望活動の実施

⑧ 新会計基準適用による財務状況の透明性確保

- ・公社における適正な森林資産評価
- ・林業の特異性を反映したB/S

⑨ 新公益法人制度への対応

- ・平成24年度に新制度に基づく法人へ移行

「改革プラン」の示す方向性・まとめ

- ・日本一の森林率を誇る本県の豊かな森林資源は県民共有の大切な財産であり、公社の再生を通じて、その森林が持つ公益性を持続的かつ健全に維持することは重要不可欠
- ・他府県と連携を強化し、国に公社問題の責任を求めていく努力は怠るべきでない
- ・委員会で示した改革プランの早期取り組みを求める

2 経営改革に向けた取り組み

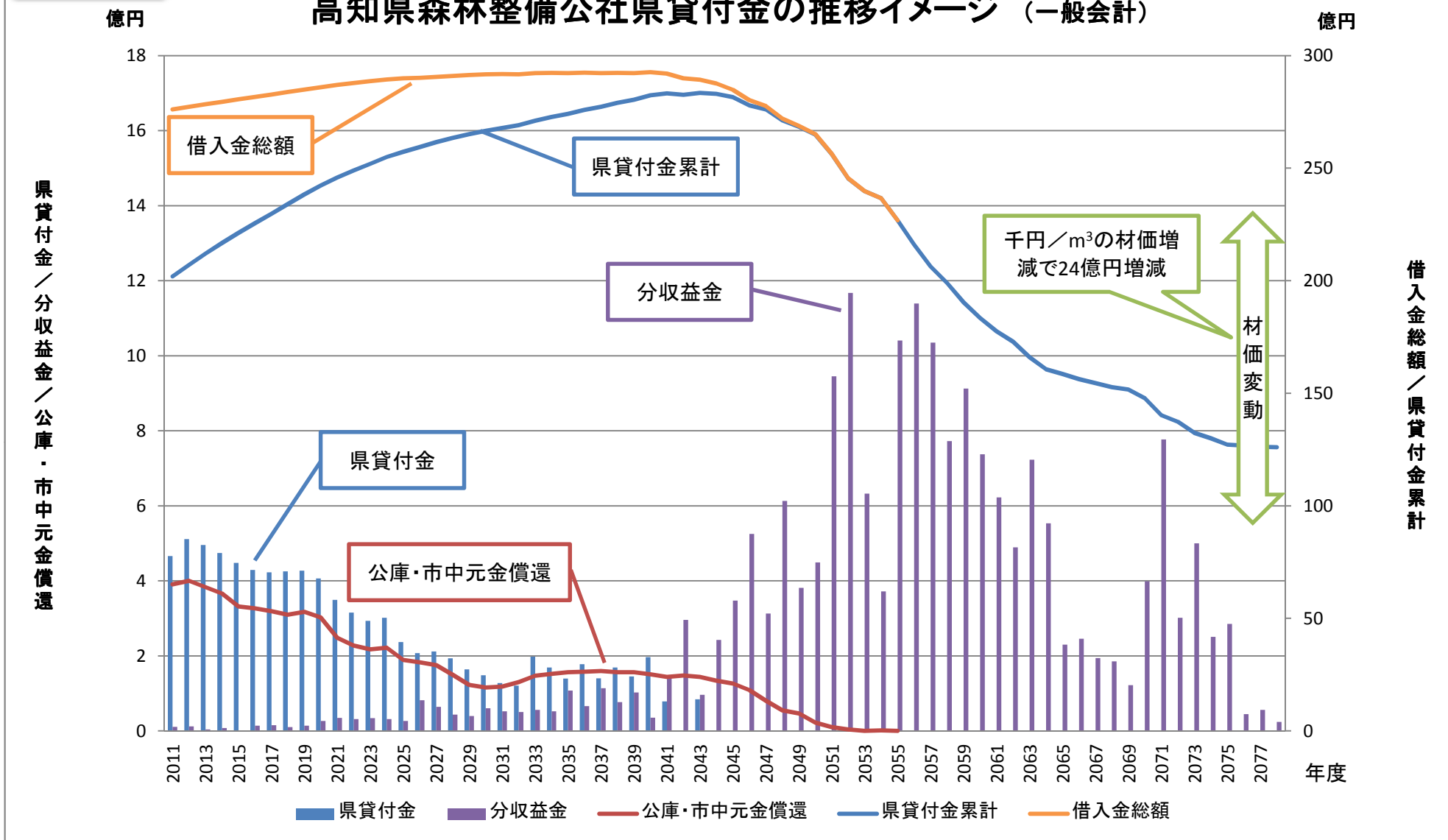
- ・経営改革による組織・経営のスリム化
- ・管理委託を推進することによる森林組合等林業事業者の経営の安定化、地域での雇用創出、人材育成に寄与
- ・来年度から公社改革に3年間（H24～H26）集中的に取り組む

3 改革後の公社の将来像

- (1) 「改革プラン」の継続実行による効果
 - ・経営分離による将来利息の軽減
 - ・間伐収入等による事業活動収支差額の黒字化
 - ・公庫等元金償還を除く新たな県貸付金を必要としない公社運営
 - ・分収割合の見直し等による将来収支見通しの改善
 - ・林業事業者への管理委託による公社人件費等の削減と林業事業者の安定経営に寄与
- (2) 借入金総額の減少
 - ・主伐実施に伴う公庫資金償還による借入金総額の減少
 - ・利子助成補助金による将来利息負担の軽減
- (3) 社会的資産として公社営林を運営
 - ・スケールメリットを生かした計画的な伐採
 - ・これまで果たしてきた「林業の発展（木材生産）」、「森林の公益的機能の維持増進」という公益的な役割を担うと同時に、管理委託する森林も含め「山村経済への貢献」という役割を引き続き果たしていく。

改革前

高知県森林整備公社県貸付金の推移イメージ（一般会計）



平成21年度の森連5共販所の市場ごとの平均価格(スギ5,998~16,000円、ヒノキ11,328~30,000円)を使用し、同年度末公社現況を利用して計算



改革後

高知県森林整備公社県貸付金の推移イメージ（一般会計）

